

審査基準

E-c-2

令和5年4月1日作成

法令名： 個人情報保護に関する法律
根拠条項： 第93条
処分の概要： 公安委員会又は警察本部長が保有する個人情報の訂正請求に係る訂正をする又は訂正をしない決定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会又は愛知県警察本部長
法令の定め： 個人情報保護に関する法律第92条(保有個人情報の訂正義務)
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 訂正決定等は、原則として、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に行う。その期間の末日が県の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了する。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を算入しない。 事務処理上の困難その他正当な理由により訂正決定等の期間を延長するときは、速やかに、当該期間を30日以内で延長する旨の決定をし、決定期間延長通知書により、訂正請求者に通知する。 訂正請求に係る保有個人情報についての事案関係を確認するための調査、調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から30日以内はもとより、法第94条第2項の規定による期限の延長を行ったとしても当該期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合には、法第95条に規定する期限の特例規定を適用することとし、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求者に対して書面により、特例規定を適用する旨、その理由及び訂正決定等をする期限を通知する。
申請先： 警察本部情報公開センター、運転免許試験場、東三河運転免許センター及び警察署の個人情報窓口
問い合わせ先： 愛知県警察本部住民サービス課情報公開センター 電話 (052) 951-1611 内線2925
備考：